筑後市地域福祉計画「中間評価」シート (筑後市社会福祉協議会地域福祉活動計 画「中間評価」)

(※) 評価基準についてOA: 計画以上に実行できたOB: 計画どおり実行できた

OC: 計画どおり実行できたが、課題が残った。 OD: 実行はしたが、計画どおりにできなかった。

OE:計画したが実行していない。



基本目標1 支え合いの意識と人づくり

坐中口饭!							
施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等	
	協働推進課	校区コミュニティ・地域活動支援事業	○校区コミュニティ協議会に地域 支援員を配置し、地域課題の発掘 と解決を校区民とともに行います。 ○地域コミュニティへ補助金を交付 し、地域活動の活性化に努めます。	・9 つの校区コミュニティ協議会に地域支援員を配置し、地域課題の発掘と解決を行った一方、協議会が設置されていない 2 つの校区があります。 ・協議会補助金を交付することで、地域活動の活性化を支援しました。一方で、令和3年3月に受けた補助金検討委員会からの答申を基に、補助金見直しについて、地域と協議しながら検討する必要があります。	С	・未設置校区に対し、引き続き協議を行い地域の意向を尊重 しながら、設置に向けた支援を行っていきます。 ・補助金の見直しにあたっては、地域と協議を行いながら、適 切な補助金制度を目指します。	
1. 地域活動への参加に向けた意識づくり	協働推進課	行政区活動補助事業	行政区の運営及び活動の活性化 を図るため、財政的支援を行いま す。	・令和5年度の実績では、交付決定額に対し99.1%の活用がありました。多くの行政区が、本補助事業を活用しており、地域活動の後押しを担っています。・令和3年3月に受けた補助金検討委員会からの答申を基に、新たな補助金のあり方について、行政区長会を通し検討する必要があります。	В	・行政区と校区コミュニティ協議会が協力・連携し、地域活動が相乗的に活性化するようなまちづくりを引き続き推進する必要があります。 ・補助金検討委員会からの答申を踏まえ、関係課や行政区長会と協議・調整を行い、今後の効果的な補助金等の支援の在り方を、具体的に協議すると共に、補助金申請等の事務の効率化や費用対効果の向上を図ります。	
	社会福祉協議会	市民への啓発(校区福 祉会連協や民生委員 児童委員協議会等との 連携協働)	校区福祉会連絡協議会、民生委員児童委員協議会と連携、協働 し、受託事業である生活支援体制 整備事業の取り組みも活用しながら 支え合いの地域づくりの市民への啓 発を行います。	・小地域福祉活動の核となる校区福祉会連絡協議会と常時連携を取りながら、年3回程度の連絡協議会を開催し、支え合いの地域づくりに関する課題や成果について、意見交換を行っています。また校区ごとに実践者を対象とした「座談会」または「研修会」を毎年実施しています。	В	・継続的な取り組みが必要です。 ・各地域において、活動実践者の高齢化や次世代の担い手育成・発掘に課題が見られます。「後継者育成」のために、更なる啓発の取り組みを強化していく必要があります。	
 活動の担い 手、リーダーの発掘・育成 	社会福祉協議会	地域活動の担い手育成 (研修会・出前教室・ボ ランティア講座等)	研修会や講座、出前教室など啓発 の機会を設定し、それをきっかけに 新たな担い手の発掘につなげてい きます。	・各校区単位の福祉活動実践者座談会(研修会)や、福祉出前教室、点訳・音訳ボランティア養成講座、民生委員会における講話などを実施し、次世代の担い手発掘・養成に取り組んでいます。その結果、点訳および音訳ボランティアに少しずつ新しい顔ぶれが見られるようになりました。	С	・継続的な取り組みが必要です。 ・各ボランティアグループともに、活動実践者の高齢化、次世代の担い手の育成・発掘など課題が見られます。「後継者育成」の更なる啓発の取り組み強化のため、講座の内容や開催の時間帯、曜日の設定など精査し、20代~40代の若年層も参加できる魅力あるものに仕掛けていく必要があります。	
	協働推進課	外国人居住に関する相談事業	多言語相談会の開催や市窓口に 多言語翻訳機の設置により、外国 人居住者への支援を行います。	・主要な窓口等へ Al 翻訳機のポケトークを 7 台設置 し、外国語にも対応できるようにしています。 ・県の事業である多言語相談会については、令和3年 度を最後に事業が廃止されました。	С	・AI 翻訳機は、各窓口等に常備していますが、いずれも利用 頻度が低い状況です。スマホの翻訳機能などの普及が主な 理由であり、今後の継続設置について検討を要する時期であ ると思われます。 ・多言語相談会は、県の事業廃止に伴い実施されていませ ん。また過去の利用実績も僅かでした。	
3. 住民相互理解	人権同和対策室	人権福祉啓発事業	市民等に対し、あらゆる人権啓発事業を開催します。	7月の同和問題啓発強調月間における「同和問題・人権啓発推進大会」や街頭啓発、広報ちくごによる啓発記事の掲載、人権ワッペン着用運動などにより、人権問題への意識向上に努めています。	В	引き続き取り組みを推進するとともに、これからも人権啓発事業・講座への初めての参加者を増加させるため、同和問題にかかわらず、高齢者問題、女性の人権、障害者の人権など様々なテーマで市民への啓発を実施していく必要があります。	
の教育・啓発の充実	社会福祉協議会	福祉教育(講座·研修・ 学校との連携·広報の 発行当)	くらしと福祉の学級(住民向け福祉 講座)、市民福祉のつどい、福祉出 前教室、小・中学校における福祉の 授業の支援・連携、社協だより「人 として」や「生活支援コーディネーター通 信」などの広報の発行など必要な 福祉教育活動を充実させます。	・小学校における福祉の授業は、毎年4年生を対象に、市内全小学校で取り組まれています。福祉への理解と関心を育んでもらうきっかけとなるよう、様々な支援者と常時連携を取りながら授業内容を検討しています。 ・最も身近な福祉教育のツールである広報紙を毎月発行しています。加えて、生活支援コーディネーターが編集作成する「コーディネーター通信」も発行し、好評を得ています。	В	・児童にとって幼い時期に福祉に触れる絶好の機会である「福祉の授業」について、単なるイベント・事業消化に終わらないよう先生方と協議を行い、深みのあるものにする必要があります。 ・「市民福祉のつどい」について、関係者のみでなく、一般市民にも目を向けてもらえるように中味を検討していく必要があります。 ・広報は、単なる「お知らせ」ではなく、市民への投げ掛け、課題提起や啓発に重点を置いた内容を発信できています。しかし、事業が多岐に拡がっていることから、業務の見直しのため、発行回数を減らすなど検討を行う段階にきています。	

基本目標1 支え合いの意識と人づくり

施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
	地域包括支援センター	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが、地域 の課題や資源の把握を行い、地域 で取り組む支え合い活動を進めて いきます。	生活支援コーディネーターの存在が、地域に認識され、地域活動の相談が寄せられるようになってきました。新たな地域の支え合い活動が、行政区・校区などでうまれ、地域住民が互いに支え合う意識が高まってきています。	В	新たな地域の支え合い活動の立ち上げに向けて、支え合い活動の現状や効果について、市民への周知と地域への働きかけが必要です。
	こども家庭サポー トセンター	ファミリー・サポート・セン ター事業	育児の援助を受けたい市民に対し て援助を行う意欲のある市民が援 助活動を行います。	核家族化や女性の社会進出により、子育て支援事業のニーズは高まっています。 保護者の働き方も多種多様となり、乳児の長時間預かり、保育施設から保護者の職場までの送迎、妊婦の休息のための預かり、多胎児世帯支援等、依頼内容も様々になっている中、提供会員の確保が課題となっています。	В	提供会員の確保のため、講習会の内容や時間を受講しやすくなるよう検討します。市外居住者でも希望者は、提供会員登録を可能とします。民生委員や市退職者等の集まりなどの際に会員登録を勧奨します。
4. 身近な人との助け合い・支え合いの推進	高齢者支援課	地域デイサービス事業	地域住民により、地域で暮らす高齢者に対して健康チェック、体操、レクリエーション等を行うことで、高齢者の閉じこもり予防や介護予防を図ります。	市委託の地域デイサービス代表者が集まり、意見交換や情報共有を行う地域デイサービス支え合い連絡会を年5回開催しました。またボランティア向け健康講座や地域デイサービスボランティア交歓会を開催するなど、地域デイサービスの活動支援を行っています。利用者及び協力員が減少傾向にあり、新規参加者が少ないことが原因と思われます。その理由としては、高齢者の生活様式の多様化や定年延長、定年後も働き続ける人が増えてきたことが考えられます。	С	各地域における新規参加者の勧誘方法など、地域デイサービス支え合い連絡会において情報共有し、より良い方法を地域と共に研究していきます。
	社会福祉協議会	小地域福祉活動(校区 福祉会活動・福祉員制 度・地域デイサービス 等)	校区福祉会活動、社協管轄の地域デイサービス、福祉員制度の取り 組みへの支援を行います。	・各校区福祉会に対し、活動助成金の交付と併せ、研修会や座談会の共同企画を行っています。 ・地域デイサービスに対しても同様に、側面的な支援を行っています。また新しく立ち上げられる地域デイサービスに、開設資金 50,000 円の支給を行っています。 ・福祉員制度の強化の一環として毎年、新任の福祉員・福祉相談員を対象とした研修会を行っています。	В	・福祉員・福祉相談員は、行政区内の役員人事の充て職で 選出される方もおられ、その役割を理解しないまま就任される ケースも多く見られます。本制度を強化・機能化させていくた めには、選任された方々への意識啓発が必要であり、そのた めの方策を模索していく必要があります。一方、負担感を増幅 させないよう、配慮する必要もあります。

基本目標2 協働の仕組みづくり

施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
	こども家庭サポートセン ター	子育で支援拠点 施設事業	子育て中の親子の交流等を促進 し、地域の子育て支援機能の充実 を図ることで、子育て中の親の孤独 感や不安感を解消します。	コロナ5類移行に伴い利用制限もなくなり、利用者は増加しています。母子保健事業の会場を保健センターからおひさまハウスへ変更し、おひさまハウスの利用につなげています。 男性の育休取得者の増加が見込まれるため、男性の育児支援を検討する必要があります。	В	男女問わず家族対象の事業の新設、既存事業の土日開催等、男性も利用しやすいやり方を検討、実施していきます。
1. 地域活動の基 盤整備	社会福祉協議会	生活支援体制整備事業(第一層コーディネーターの活動)	第一層協議体の運営、第二層コーディネーターの地域への発信と支援を行います。従来からの社協の地域福祉活動と連携しながら支え合いの地域づくりの市民への啓発も行っていきます。	・地域デイサービスの現場、シニアクラブやボランティアグループの集まりの場に積極的に足を運び、コーディネーターの顔を覚えてもらい、地域とのつながりを築くという点に重きを置いて活動を展開しています。本事業は、社協が従前から積み上げてきた住民主体の地域福祉活動と連動していることから、常に社協の地域福祉部門をもとに事業展開しています。コロナ禍を機に、発行回数を増やしたコーディネーター通信も啓発のツールとなっており、好評を得ることができています。	В	・今後も地域に足を運び、地域住民と顔の見える関係を構築していくという基本理念を継続していきます。この計画期間において、野町区を皮切りに、大和区、二本松区で「おたすけ隊」という名称で、区民有志による住民相互の支え合い活動(ゴミ出しや草取りなど《ちょっとした》支援など)の組織が立ち上げられました。「うちの地区でもニーズがあれば組織化したい」という声も複数上がっており、他地区でも組織化に向けて、側面的な支援を行っていきます。・協議体で行った協議結果を地域にフィードバックできるよう取り組みます。
	総務広報課	広報誌・ホームペ ージ等による広報	市広報誌等の各媒体を通じて市民への周知を行います。	毎月発行している広報紙については、紙面に使用する 文字の大きさや太さ、背景色とのコントラスト等に配慮 し、字体は原則としてユニバーサルデザインのものを使 用しています。また、広報紙を朗読・録音した CD-R の 配布、点訳した冊子の配布も行っています。 課題として、市公式ホームページでの周知に際し、その 情報やサービスを、より多くの人が支障なく利用できる よう(閲覧しやすいようにするため)「ウェブアクセシビリティの強化」をはかる必要があると考えています。	С	市公式ホームページの全面リニューアルを行っていきます。 そのなかで、やさしい日本語への変換やルビ振り、音声読み 上げ等の閲覧支援機能を新たに導入し、ウェブアクセシビリティの強化をはかっていくことで、多くの市民に「利用しやすくなっ た」と感じてもらえるホームページにしたいと考えています。
2. 情報提供体制 の充実	社会福祉協議会	福祉情報の充実 (広報紙、ホーム ページ、SNS等)	社協だより「人として」、コーディネーター通信の発行、ホームページやSNS等を活用しての情報発信を行っていきます。	・福祉情報提供の手法である広報紙は、毎月の発行を維持してきました。加えて生活支援コーディネーターが作成する「コーディネーター通信」も発行し、好評を得ています。 ・ホームページも随時更新を行っており、タイムリーな情報が発信できるよう努めています。またインターネットを介しての情報発信により、幅広い年代の方に情報が行き渡るようになってきています。子育て世帯への食品配布やひとり親世帯への野菜等の配布の際に、社会福祉協議会へ来られる方は、このような IT をとおして情報を得た方の割合が高くなっています。	В	・広報紙は単なる「お知らせ」ではなく、市民への投げ掛けや課題提起、啓発に重点を置いた内容のものを発信できています。しかし、事業が多岐に拡がっていることから業務の見直しのため、紙媒体の発行回数を減らしたり、IT 媒体に主体を置くなどシフトチェンジの検討を行う段階にきています。 ・同時に、IT 分野に精通した人材が不足しているため、広報担当職員の育成も急務となっています。
	社会福祉協議会	各種講座等の開催(各講座・研修・福祉出前講座等)	社協主催や各団体との共同による 研修会や社協職員による出前講座 等により福祉サービスや社協の活 動等についての情報発信に取り組 みます。	・各種講座、研修会の中で、社協の活動等に関する講話などを実施し情報発信を進め、次世代の担い手の発掘・養成に取り組んでいます。その結果、点訳および音訳ボランティアに少しずつ新しい顔ぶれが見られるようになってきています。 ・出前教室や民生委員会等において、社協が受託事業として実施している日常生活自立支援事業、生活支援体制整備事業や地域包括支援センター等の業務内容について、講話の要請を受けることも多くなってきました。	В	・SNS 等を活用し、若い年代の人たちにも講座や研修を受講してもらえるよう発信していきます。併せて幅広い層の人たちが魅力を感じる内容の講座等を企画していくことも重要です。
	社会福祉協議会	訪問活動(地域 包括支援センタ 一地区ステーショ ン・第二層生活支 援コ-ディネ-タ-等)	地域で暮らす高齢者やその家族に対し、公的福祉サービスや社会資源に関する情報提供を適切に行うため、地域包括支援センター地区ステーションの強化を図ります。	・一人暮らしや認知機能が低下した高齢者宅に民生委員と一緒に訪問するなどし、話し合いを行う中で安否確認体制の確立や、福祉サービスの利用へつなぐなど、不利益を未然に防ぐよう努めています。 ・第二層生活支援コーティネーターを配置し、第一層コーディネーターと連携を取りながら地域デイサービス等の現場に足を運び「支え合いの地域づくり」等をテーマにした講話等を行っています。	В	・地区ステーションとして、支援が必要な高齢者の早期発見のため、地域の集まりの場等に顔を出し、民生委員や福祉員等の地域の支援者との連携を強化します。 ・第二層生活支援コーディネーターの活動として「支え合いの地域づくり」に関する啓発と、第一層コーディネーターと協働し、支え合いのボランティア組織「生活支援ボランティア」の立ち上げを目指します。

基本目標2 協働の仕組みづくり

施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
	こども家庭サポートセン ター	地域子育でサロン事業	子育て中の親子を中心に地域の人 たちが気軽に集う環境を整備して、 子育てを楽しみ、育児不安の解消 を図ります。	コロナ禍による2年以上の休止期間を経て事業再開し、現在、7校区で地域住民と子育て親子の交流が図られています。保育施設へ入所する子どもの増加の影響を受け、サロン参加者の低年齢化が進んでいます。スタッフの高齢化やノウハウの消失などの課題を抱えています。	В	サロン実施者(地域)及び利用者に対し、サロンの主旨や事業内容の周知を丁寧に行い利用者を増やしていきます。
	高齢者支援課	地域介護予防活動支援事業	さんかく塾や足腰びんしゃん塾な ど、地域で行われる介護予防活動 の支援を行います。	さんかく塾や足腰びんしゃん塾に補助金を交付し運営支援を行っています。また市のリハビリ専門職が訪問し、介護予防に関する話や体操、感染症感染防止の助言など活動支援を行っています。近年、新規参加者が増えないことから、さんかく塾や足腰びんしゃん塾の高齢化が進み、体調不良により活動休止する人が増えていること、また活動団体自体が解散するなどにより参加者数が減少しています。新規参加者が増えない理由としては、地域デイサービス同様、高齢者の生活様式の多様化や定年延長、定年後も働き続ける人が増えてきたことが考えられます。	С	さんかく塾や足腰ぴんしゃん塾の活動継続のため、引き続き 市のリハビリ専門職が訪問し活動支援を行うとともに、新規参 加者の増加や新たな活動地域の立上げのため、さんかく塾や 足腰ぴんしゃん塾など通いの場の介護予防効果について周 知啓発を進めていきます。
	社会福祉協議会	総合福祉センタ 一の機能強化(だ れもが気楽に集 える、利用できる 施設へ)	総合福祉センターの今後の在り方を検討し、子どもからお年寄りまで幅広い年代で気軽に利用できる居場所づくりに努めます。	・老朽化により入浴施設を廃止し、これを機にこれまで 徴収していた入館料を無料にしました(貸室料や冷暖 房費は引続き徴収)。 ・理事・監事を中心に「センター有効活用検討委員会」 を立ち上げ、各福祉団体やボランティアグループから出 された有効活用検討案を元に優先順位が高く且つ早 急に改善することが可能な項目から改善に取り組み、 子どもたちや親子連れが遊ぶことのできるキッズスペー スや授乳室、読み聞かせコーナーなどを設置しました。	С	・各福祉団体やボランティアグループから出された有効活用 検討案は、大きく分類して 28 項目に上ることから、積み残し が多数存在します。引続き理事会を中心に、有効活用につい て検討する場を設定していくとともに、再度、各福祉団体等に 対して意見・要望を募ります。 ・総合福祉センターは築 38 年が経過したことにより、至る箇所 が老朽化しており補修や全面的な修繕の必要性が生じていま す。今後の施設の維持・管理の在り方について、協議をすす める必要があります。
3. 交流の場や居場所の充実	社会福祉協議会	小地域福祉活動 (地域デイサービ ス等)	地域デイサービスへの支援を継続し、地域における高齢者の居場所づくり、また校区福祉会での子育てサロン活動への支援を行い、子どもや保護者が安心して過ごせる居場所づくりに努めます。	・校区福祉会をとおして、地域デイサービスに対して食費助成や開設資金助成など財政的な支援の他、出前教室での講話や講師の紹介、レクリエーション機材の貸出し、運営やボランティア養成等に関する助言など行っています。 ・子育てサロンに関しては校区福祉会への助成金を通じて助成を行っています。	В	・各地域ディサービスでは、活動実践者の高齢化や次世代の担い手の育成・発掘に課題が見られます。側面的な支援を行う社協としては今日まで、住民が主体となった地域福祉活動を推進する上で必要なツールとして、なお且つその核として地域ディサービスの拡大に取り組んできました。その結果、実施回数や実施内容には異なる点があるものの、市内の大半の行政区が地域ディサービスを開始されました。それにより、高齢者の交流の場が増えたことはもとより、この実践に携わる地域ボランティアも増えたこと、またこのボランティアの人たちと地域内の高齢者とを結び付けるきっかけの場になっていることなどの効果が見られます。今後の継続のためには「後継者育成」は不可欠であることから、更なる啓発の取り組みを強化していく必要がありますので、ボランティア養成講座の内容や開催の時間帯や曜日の設定などを改めて精査し、20 才代~40 才代くらいの若年層の人たちも参加できるような(してみたいと思われるような)魅力のあるものに仕向けていくことが必要と認識します。
	社会福祉協議会	当事者団体の支援、交流の場の 開催(サルビアの 会・きょうだい会・ コスモス等)	ひきこもり家族会「サルビアの会」、 障害のある兄弟姉妹の会「ふくおか・筑後きょうだい会」、介護家族の会「コスモス」、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会等の支援、サポート、内職スペース「ふらつとスペース」の開設、精神障害のある方のフリースペース「かたる~む」などを開催し、当事者や家族の居場所づくりや当事者同士の交流などに取り組みます。	・各会の定例会にオブザーブ参加し、会の活性化や、 課題を抱えた会員から悩みや困りごとを伝え聞いたとき は、その解決に向けての方策をいっしょに考えたり、専 門機関につなぐなどの対応を行なっています。 ・ひきこもりの方が内職スペース「ふらっとスペース」から 一般就労へと巣立っていかれたひきこもり経験のある 青年や、母子寡婦福祉会の行事や活動に参加するこ とで、孤立に陥ることを未然に防止できたひとり親の方 などがおられ一定の効果も表れています。	В	・自主運営がなされている組織と、未だそこまでには至らず、職員が深く入り込まないと活動が展開できない組織とが混在する中で、住民主体という観点からみても、職員の関わりは最小限に止め、自主運営ができるように仕向けていくことが必要です。自主運営に移行した場合でも職員は、側面的な関わりを継続していかなくてはなりませんが、少しずつ独立できるよう方向づけを行うことが必要です。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
	こども家庭サポートセン ター	乳幼児家庭訪問	出生連絡票に基づく新生児 訪問や、乳幼児健診後のフ オローなどの訪問を行いま す。	新生児訪問時に、産後ケア事業や母子手帳アプリ、おひさまハウス等利用できるサービスの情報を提供しています。また質問票を利用し、産後うつの早期発見につなげています。必要に応じ、健診後のフォローを実施しています。	В	必要に応じ、市の事業の案内、関係機関や民生委員等と連携することで健やかな母子の健康の保持増進に努めます。
	高齢者支援課	高齢者障害者 SOS ネットワーク運営事業	SOS ネットワーク協力機関と 連携し、徘徊などで行方不 明になった認知症高齢者や 知的障害者の早期発見及び 迅速な保護につなげます。	R5 年度末時点での SOS ネットワーク登録者は 94 人、登録協力機関は 123 カ所。また SOS 稼働件数は、R5年度は 2 件でした。必要な方に事前登録していただけるよう、事業の周知を図る必要があります。	В	年 1 回、SOS ネットワーク協力機関に「SOS ネットワーク通信」を発行します。また市内居宅介護支援事業所のケアマネや地域包括支援センターを通して事業の周知を図ります。
	地域包括支援センター	認知症支援推進事業	認知症地域支援推進員が 中心となり、認知症への理解 を広めながら、認知症になっ ても安心して生活できる地域 づくりを進めます。	認知症サポーターの養成や認知症カフェへの支援、認知症に関する講演会を実施し、認知症になっても尊厳を保持しながら暮らすことができる地域づくりを進めました。	В	地域住民や商店、小中学校等へアプローチを行い、認知症 サポーターの養成を行っていくとともに、認知症サポーター養 成講座の講師となるキャラバン・メイトを増やしていきます。
	こども家庭サポートセン ター	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議 会を活用して、情報共有や 連携により虐待の早期発見 及び防止等の活動をします。	全国的に虐待相談対応件数は増加し、市民の関心も高まっています。筑後市においても相談件数が増加しており、複雑かつ深刻なケースもあります。	В	子育て家庭訪問支援事業やショートステイ等の事業を提案しながら、未然防止、早期発見・対応に努めます。
1. 見守り体制の 充実	防災安全課	筑後市安全・安心まち づくり事業	市民に対して、防犯教室など 啓発活動を行います。また 筑後市安全・安心まちづくり 活動補助(防犯活動)事業に より、地域が行う防犯パトロー ル、見守り活動等を支援しま す。	安全・安心まちづくり活動補助金(防犯活動)として、 各地域が行う通学時の見守り活動で、必要な横断旗 や飛び出し注意の看板など、購入費の補助を行いました。 防犯協会と連携し、学校及び高齢者向けの防犯教 室を行いました。しかし、令和5年の刑法犯認知件数 は、210件と前年より28件増加しました。	В	引き続き、補助事業により、地域の見守り活動の支援を行っていきます。併せて、窃盗をはじめとした身近な犯罪件数の増加に伴い、防犯に関する啓発活動を強化しています。
	こども家庭サポートセン ター	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月以内の乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する相談対応や情報提供を行います。	令和5年度の訪問率は95.5%で、例年高い割合で推移しています。訪問時に産後ケア事業や母子手帳アプリ、おひさまハウス等利用できるサービスの情報を提供しています。また質問票を活用し、産後うつの早期発見・対応につなげています。核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中で、子育ての不安や孤立感を抱える産婦の存在が懸念されます。	В	すべての産婦を対象に、心身の状況把握や相談対応、支援 サービス情報提供を継続するとともに、不安や孤立感を抱え る産婦に対しては、関係機関と連携して継続的な相談対応や サービス、社会資源の活用等の支援を行います。併せて、新 たな社会資源の開拓にも努めます。
	社会福祉協議会	地域支援の充実(民生 委員児童委員協議会・ 福祉員等との連携、重 層的支援体制整備事 業移行準備事業の受 託)	民生委員児童委員、福祉員等と連携し、地域の中で支援が必要な人たちを把握し、行政や関係機関、社協独自の支援や相談に結び付けていきます。また、社会福祉法の改正で規定された重層的支援体制整備事業に対応できるような体制整備を進めます。	・民生委員児童委員協議会の事務局を受託運営していることから、民生委員との連携は構築できています。 ・県社協の生活福祉資金や当社協独自の少額小口資金貸付等については、民生委員の所見を必須としていることから、これを機に民生委員と借受希望世帯がつながることになるため、貸付決定後も引き続きその世帯の見守りを行ってもらっています。 ・重層的支援体制整備事業に関しては、令和6年1月より同移行準備事業を市から受託しています。	В	・民生委員児童委員、校区福祉会役員、福祉員・福祉相談 員等と、より一層連携を密にし、地域の課題を吸い上げ周知し ていくとともに、各校区での研修会や当事者を支援する取り組 みをとおして、地域住民と共に考える仕組みを構築していきま す。 ・重層的支援体制整備事業移行準備事業については、移行 準備期間が最長3年間とされていることから、引続き地域福 祉活動において、これまで積み上げてきた実践の成果や地域 とのつながりを活用しながら、本格実施への道筋を探っていき ます。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
	防災安全課	防災支援体制整備事業	○防災専門員による防災啓 発事業や自主防災組織を支 援します。 ○災害時の避難所の運営を 円滑に進めていきます。	令和5年度は地域での防災啓発活動を計36回実施し、計1,296人の参加がありました。 避難所に食料及び飲料水の備蓄を行いました。併せて、紙オツムや生理用品といった配慮が必要な避難者に対する生活用品の備蓄を行いました。 近年、自然災害の頻発化、激甚化により、避難所の備蓄について、計画的に行っていく必要があります。	В	引き続き、防災支援体制の整備を進めていきます。また、 福岡県備蓄計画では、住民に対し最低3日間、できれば1週 間分の備蓄を備えるように定めているため、市でも防災講話 等により周知を行っていきます。
2. 災害時の避難	防災安全課	自主防災組織支援事業	○地域での防災訓練の実施を支援します。 ○自主防災組織等連絡会議を開催し、地域防災活動の支援を行います。 ○防災士連絡会議を開催し、自主防災組織との連携、支援を行います。 ○安全・安心まちづくり活動補助(防災活動・防災訓練)事業により、資機材購入及び防災訓練の実施を支援します。	令和5年度は、全 11 校区で防災訓練が実施され、 災害に対する備えの必要性が浸透しているといえます。 また安全・安心まちづくり活動補助金(防災)により、 各地域の防災に係る備蓄品や防災士の資格取得に対 する補助を行いました。 自主防災組織の役員の固定化や高齢化は継続的な 課題であるといえます。	В	引き続き、自主防災組織の支援を行っていくとともに、自主 防災組織の活動に幅広い世代の住民参加を促し、組織の活 性化を図っていきます。
体制の充実	防災安全課	避難行動要支援者支援事業	災害時に自力での避難が困 難と思われる方を対象に、個 別避難計画の作成を推進し ます。	障害のある方や要介護認定者を対象に意向調査を 実施し、個別避難計画の作成を進めました。しかし、避 難支援者の選定が困難で、計画作成が滞るケースが 見られます。	С	作成が遅延している作成者については、行政区長、民生委員等とケース会議を設定し、早急に計画作成を進めます。 また、令和6年度以降は、75歳以上の高齢者のみ世帯の 個別避難計画の作成に着手します。
	社会福祉協議会	福祉避難所(総合福祉センター避難所開設)	平成 23 年に筑後市と「災害 発生時における福祉避難所 の設置運営に関する協定」を 締結し、総合福祉センターを 福祉避難所として位置付け ています。	・筑後南コミュニティセンターが開設されたことに伴い、 令和6年9月1日付けで総合福祉センターは、福祉避 難所の指定が解除された。また、自主避難所としての 開設順位が第1位から第2位に引き下げられた。	В	・自主避難所として避難者の安全を担保していくには、設備面での改修が必要です。雨漏りや消防設備の更新等が必要であり、老朽化による高圧受変電設備の更新も喫緊の課題となっています。
	社会福祉協議会	災害ボランティアセンタ 一	多発する大規模災害においては、災害時の避難の他、 被災された家屋・家財の片づけ等の対応が必要となることから災害後の対応として災害ボランティアセンターを設置します。	・災害発生時には市町村間のヨコの連携機能を保持する社協が担う役割は不可欠なものとなっていることを念頭に据え、これまで培ってきたボランティア育成や発掘のノウハウを活かし、災害ボランティアセンターを設置します。 ・令和6年3月3日付けで福岡県、大川市、大木町、広川町、当市の5社協間で「災害時相互支援協定」を締結し、有事の際のより一層の連携を保持していける体制を整えました。	В	・本期間においては災害ボランティアセンターの設置には至りませんでしたが、設置を想定し模擬訓練を毎年実施するなど有事に備えての準備には余念なく取り組んでいます。引続き有事に備え 5 社協間で締結した「災害時相互支援協定」も活かしながら、その機会が生じた際は迅速且つスムーズにセンター設置ができるように体制を強化します。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
	高齢者支援課	高齢者の生きがい活動 支援事業	高齢者の各種活動を通した 生きがい活動を支援します。	スポーツ活動をはじめ、趣味及び健康づくり活動、レクリエーション等を通して、高齢者の生きがいづくり活動を支援することを目的に、健康教室やグラウンドゴルフ、ペタンク、ゲートボールなどのスポーツ大会、運動会や作品展など実施しています。	В	高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らし続けることができるよう、引き続き高齢者のスポーツ大会や趣味、健康づくり活動などの支援を行います。
	健康づくり課	食育推進事業	食育を通して、市民の健全な心身をつくります。	食育推進のために、集団検診での野菜たっぷり味噌汁の配布、「ちっご地産地消や健康応援店」、「食育に関するポスター」、「食育のためのおやつ教室」、「親子で味噌づくり&味噌汁づくり教室」、「減塩フェア in ゆめマート」、出前講座、旬の食材を使ったレシピの配布等、食に関する事業の実施や情報発信を行いました。ここ数年は、感染症拡大防止のため、調理実習や試食を中止したりと、計画どおりに実施できない事業もありましたが、代替策を講じながら臨機応変に対応しました。今後の課題としては、食育無関心層へのアプローチ方法の模索やデジタル食育の展開等が挙げられます。	С	今後は、令和6年3月に策定した「第4次ちつごの生命をつなぐ食育推進計画」に基づき、心身の健康、食の安全・安心、地産地消、食文化の伝承など、乳幼児から高齢者までの市民が食を通して生き生きと健康な生活が送れるよう、多様な視点からの事業展開に努めていきます。 他部署や関係機関とも連携して、健康イベント等での働きかけやSNSを活用した食育情報の発信を検討していきます。
3. 生きがいづくり・健康づくりの推進	健康づくり課	健康教育事業	市民の健康づくりのための普及啓発を行います。	健康づくりのために30歳以上を対象とした「にこにこウォーキング教室」を各14回(3クール)実施しました。また、生活習慣病予防を目的として、からだサポート教室(全4回)を開催しました。課題としては、今まで参加したことのある高齢者が継続して参加することが多く、若年増の参加が少ないことや、ウォーキング教室については気候変動に伴う実施への懸念(熱中症対策)が挙げられます。	В	今後は、より多くの幅広い世代の方々が気軽に参加できる、 参加しやすい実施時期やメニューなど、ニーズを捉え健康づく りの機会の提供に努めていきます。 また、事業の周知方法についても検討していきます。
	社会福祉協議会	小地域福祉活動(地域 デイサービスへの後方 支援)	地域デイサービスをはじめ地 域福祉活動は対象者の生き がいづくり・健康づくりのみで はなく、活動される方にとって も生きがいづくり・健康づくりに つなげます。	・地域デイサービスの運営にボランティアとして携わることをきっかけに高齢者のみならずその他の福祉課題にも視点を拡げて下さる人を増やしていく、ひいてはそれが地域の福祉力を高めていくことにつながる、そこを目的のひとつとして地域デイサービスを拡大してきました。拡大に向けては介護保険制度がスタートを直前に控えた平成10年ごろから、各行政区に出向き、地域デイサービス実施にあたって、その意義や手法等の説明を行ったり、ボランティアの発掘、養成を目的とした講座等の開催に取り組んできました。	В	・各地域デイサービスでは、活動実践者の高齢化や次世代の担い手の育成・発掘に課題が見られます。側面的な支援を行う社協としては今日まで、住民が主体となった地域福祉活動を推進する上で必要なツールとして、なお且つその核として地域デイサービスの拡大に取り組んできました。その結果、実施回数や実施内容には異なる点があるものの、市内の大半の行政区が地域デイサービスを開始されました。それにより、高齢者の交流の場が増えたことはもとより、この実践に携わる地域ボランティアも増えたこと、またこのボランティアの人たちと地域内の高齢者とを結び付けるきっかけの場になっていることなどの効果が見られます。今後の継続のためには「後継者育成」は不可欠であることから、更なる啓発の取り組みを強化していく必要がありますので、ボランティア養成講座の内容や開催の時間帯や曜日の設定などを改めて精査し、20 才代~40 才代くらいの若年層の人たちも参加できるような(してみたいと思われるような)魅力のあるものに仕向けていくことが必要です。
	社会福祉協議会	介護予防生きがい活動 支援デイサービス事業	要支援認定者など虚弱高齢者に対し、軽運動や趣味活動を通して人との交流をしながら過ごす場を提供し、高齢者の閉じこもり防止に努めます。	新規利用者数は令和4年度が34人、令和5年度が19人でした。ここ2年間の1ヶ月平均の延べ利用者数は303人となっています。オリジナルの体操のDVDの作成や、地域ボランティアによる音楽隊を招いての演奏や、利用者もいっしょに合唱するなど利用者の希望を取り入れながら新しい取り組みも実践しています。利用者からは「元気な限り、引続きいつまでも利用したい」という声をいただいています。	В	外出の機会の減少や運動不足により、フレイル状態に陥らないための「通いの場」として魅力あふれる介護予防活動を展開します。また、利用者が自主的に健康づくりに取り組むことができるように、身体機能低下防止のための運動や認知トレーニング等にも取り組みます。課題のひとつに活動スペースが手狭になっていることが挙げられます。スペースの拡充には財源を要することから、まずは既存の施設の有効活用などについて検討していきます。

施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
	高齢者支援課	介護保険事業	介護サービスを提供すること で高齢者の自立した日常生 活を支援します。	高齢者数の増加に伴い、要介護認定者数は増加し、 サービス給付費も増加しています。介護サービスへの 需要は今後も増していくことが予測されますが、事業所 の人員不足等により供給が不足することも危惧されま す。	В	第 9 期介護保険事業計画の中で介護人材の確保及び施設 整備について掲載しているとおり、今後も動向を注視しなが ら、事業実施や施設の公募を行っていきます。
	地域包括支援センター	地域ケア会議	個別支援の検討を出発点と して地域課題を抽出し、解決 に必要な社会基盤の整備を 図ります。	個別ケース支援の方向性や支援者の役割について関係者で検討しました。また、要支援者については、自立 支援の視点に立ち、多職種で検討しました。	С	個別支援の検討は行ったが、地域課題の抽出には至っていないため、地域課題の抽出を目指します。
	児童·保育課	学童保育事業	放課後や土曜日、夏休み等 の長期休暇時に見守りが必 要な小学生を各学童保育所 にて預かります。	各小学校(巡回型含む。)に学童保育所を設置し、社会福祉協議会や民間事業者に運営を委託しています。また、民間学童についても補助金を交付し、受入れ枠の確保を行っています。 令和3年度、令和4年度と待機児童は0人でしたが、令和5年度は申込児童の増加により支援単位を増やして受入れを行ったものの14人(すべて5年生)の待機児童が発生しました。	С	令和 6 年度は、支援単位をさらに増やした(25→27)ことにより、待機児童は解消しています。今後も学童保育ニーズは増えることが見込まれるため、引き続き受入れ枠拡大について検討していきます。
1. 福祉サービス の利用促進	福祉課	自立支援給付事業	自立支援給付(介護給付、 訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給決定を 行い、障害者が安心して生活ができるよう支援します。	サービスを必要とする人たちに対して、適切なサービス提供となるよう相談支援事業所等とも連携しながら支給決定を行いました。 また、市内の障害支援事業所等と組織している自立支援協議会において、サービス支援に関しての協議、情報共有等を行いました。 利用実績 R3 12,202 件 R5 14,697 件 まだ市内には、必要とされる支援に繋がっていない世帯も潜在していると考えられます。必要なサービス支援へ確実に繋ぐため、地域の民生委員や相談支援事業所等と連携を深める必要があります。	В	引続き、事業所や地域などと連携を図って、適切なサービス支援とともに、給付決定に際しては遅滞なく決定していきます。
	社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分であるために、日常生活に支障を来している方たちに対し、福祉サービスの利用手続きの援助や、日常的金銭管理、書類、通帳等の預かりを行います。	成年後見制度に比べると比較的利用しやすい制度であることから、利用者数は右肩上がりで、令和5年度は延べ58ケースの支援を行いました。昨今の傾向として、債務を抱えての生活苦の相談が多く、生活費のやり繰りが非常に困難なケースが増えている状況にあり、支援に時間を要する場面が多々生じています。専門性を活かして支援することが求められる中、利用者への関わり方も年々複雑化しており、家族や関係機関との連携を重要視しています。	В	・利用者に対してより良い支援を行えるよう、今後の方向性や課題について、関係機関との情報共有を密に行い、支援内容の適正化、認識の統一を図ります。 ・利用者が不利益を被ることのないよう適切な対応に努めます。そのために支援に従事する専門員・支援員のスキルアップに向けた各種研修等に積極的に参加します。
	社会福祉協議会	・地域包括支援センター 地区ステーション事業 ・障害児・者相談支援 事業(ちくたくネット)	高齢者や障害のある方、その家族の困りごとに対し、公的な福祉サービスや社会資源が適切に利用できるように利用手続きの支援等を行います。	一人暮らしや認知機能が低下した高齢者宅に、担当 民生委員と一緒に訪問するなどして、話し合いを行う中で安否確認体制の確立や福祉サービスの利用へつなぐなど、不利益を未然に防げるよう努めています。またデイサービス等の現場に足を運び「介護保険制度について」等をテーマにした講話等も行い、高齢者相談の窓口機能の定着化を図っています。障害者相談支援事業においても、高い専門性を持って相談対応が行えるよう、外部研修や事例検討および介護支援専門員との合同研修会等を企画し、相談支援専門員の資質向上に努めています。	В	・地域包括支援センター、地区ステーションとして支援が必要な高齢者の早期発見のために、地域福祉活動の現場にも積極的に顔を出し、民生委員や福祉員、地域デイボランティアの方等との関係づくり、連携の体制づくりに努めます。 ・障害者相談支援事業においては、昨今、相談員に対し、威圧的な態度をとる利用者が増加傾向にあることから、相談員が一人で抱え込まないよう、複数担当制を敷くなど情報共有が行える環境を整備します。

施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
	地域包括支援センター福祉課	権利擁護事業	高齢者や障害者が地域の資源を有効に活用しながら、尊厳のある生活をおくるための 啓発活動や相談支援を行います。	(高齢者)意識の啓発と権利侵害の予防のため、介護保険事業所職員や市民向けの研修会(高齢者虐待や消費者被害等)、及び出前講座を実施しました。また高齢者虐待に関する相談や通報に対し、関係機関と連携しながら必要な方策へ繋ぎました。 (障害者)毎年自立支援協議会全体会の中で権利擁護研修を実施しています。自立支援協議会権利擁護部会において、権利擁護研修のテーマや講師等の企画をしました。また、障害者虐待に関する相談や通報等に対しては、各関係機関等と連携しながら必要な支援等につなげるなどの対応を行いました。	В	(高齢者)引き続き、出前講座や権利擁護に関する研修を実施し、制度の周知、虐待に関する意識向上を図ります。 (障害者)障害者分野においては、まだまだ権利擁護に対する意識が低いと感じることがあります。引き続き、権利擁護研修等を実施し、制度の周知や虐待への意識の向上を図っていきます。
2. 権利擁護の推 進	地域包括支援センター	成年後見制度中核機関運営事業	〇中核機関において、制度 の周知や相談支援体制の強 化、申立てに関わる支援等 を行います。 〇中核機関が事務局となる 福祉、法律の専門家等も含 めた関係者による協議会を 立ち上げて、成年後見制度 の利用に関する課題の整理 や検討など、必要な支援の ための連携体制をつくりま す。	成年後見制度等に関する相談は、年々増加しており、 制度の周知が図られていると考えます。また成年後見 制度利用推進協議会を開催し、関係機関の連携を深 めました。	В	引き続き、制度の周知と相談支援体制の強化、申し立てに関する支援を行います。また成年後見制度利用推進協議会を 開催し、関係機関の連携体制を深めます。
	地域包括支援センター福祉課	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申し立てや支払いが困難なため、制度利用に結びつかない人に対して、市長申し立てや助成支援を行います。	申立人がいない場合に、市長申立てを行いました。ま た費用負担が困難な人に対して、成年後見人等の報 酬助成をしました。	В	引き続き、市長申立てや助成支援を行い、成年後見制度の 利用促進を図ります。
	社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分であるために、日常生活に支障を来している方たちに対して,福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理、書類、通帳等の預かりを行います。	・本人の権利を尊重するということを念頭に置き、できる 限り本人の意向に沿った支援の在り方を考えてきまし た。	В	・本人の意向を尊重し過ぎると適切な日常的金銭管理が行えないため、どこで折り合いを付けるか、接点を見い出すかが重要となることから。適宜、他機関等の支援者と協議し、支援方針の調整を図ります。

施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
	地域包括支援センター	総合相談事業(高齢者)	高齢者に関する各種相談を 一元的に受け付け、地域内 での確実な相談体制を築 き、高齢者の安心と信頼を 確保します。	高齢者に関する様々な相談を受け、適切な機関、制度、サービスに繋げました。相談数は増加しています。	В	相談先がない高齢者もいるため、地域包括支援センターの役割を広く周知する必要があります。
	こども家庭サポートセン ター	家庭児童相談事業	児童や家庭の悩み相談に応 じて、他の関係機関との連絡 調整をしながら適切な支援を 行います。	・ひとり親世帯が増加傾向にあり、若年母子への支援の必要性が増してきています。 ・発達に関する相談が増加しています。相談しやすい 環境づくり、相談から支援につながりやすい体制づくりが 必要です。	В	相談者の主訴に応じた適切な支援に、可能な限り速やかに繋がるよう、関係機関と協働で対応します。
3. 相談支援体制 の充実	福祉課	障害者相談支援事業	障害者やご家族からの相談に応じて、障害に関する必要な情報提供や助言、制度の 案内等を行います。	社会福祉協議会に委託して相談支援事業を実施し、障害者本人や家族からの相談に応じて、必要な情報提供、助言等を行いました。 実相談人数 R3 564件 R5 858件 相談実人数は、R3 から 294 人増加しています。障害支援サービスの利用者数も増加傾向にあり、相談件数は今後も増えると見込まれます。近年、障害者(児)の抱える課題が複雑、多様化しており、より専門性の高い支援、他分野との連携の必要性も高まっています。今後も、相談支援事業を行うための相談支援体制の維持、強化を図る必要があります。	В	生活していく上での問題を抱える世帯は、まだ潜在していると考えられます。そのため、必要な支援に繋がるよう、相談窓口の周知啓発、相談しやすい環境づくりに取り組むほか、重層的支援体制整備事業等を通じた他分野との連携をより進めていきます。
	こども家庭サポートセン ター	利用者支援事業	妊娠・出産・育児に関する相談対応や情報提供、助言、保健指導を行うとともに、関係機関と連携しながら支援を行います。	母子手帳交付や赤ちゃん訪問、健診等で妊産婦の心身の状況を把握し、相談対応・保健指導を行っています。児童福祉と母子保健担当が合同会議を実施し、支援方針の決定、実施、進捗管理を行っています。こども未来戦略等では、さらなるこども関連施策の充実が示されており、市の実情に合わせて、計画的、効果的な対応を検討していく必要があります。	В	妊産婦とその家族が適切にサービス利用ができるように、マネジメントするマンパワーの確保と、スキルの習得に努めます。 相談対応できる臨床心理士や、社会福祉士などのスタッフと協力体制の確保をめざします。
	社会福祉協議会	属性を問わない相談支援	社協には、委託事業や独自 事業において、様々な相談 窓口を設けています。重層 的支援体制整備事業の本 格実施に向けて、これらの相 談窓口の連携をさらに強化 し、属性を問わない相談窓 口となれるよう取り組みを進 めます。	社協は、福祉の専門機関として、予防的福祉活動を行い、問題が起こりにくい地域づくりを推進しています。問題発生に対し、即座に発見し、解決に向けての取り組みを地域住民とともに考え、行動に移すという点も担っています。そのために、地域福祉部門と在宅福祉部門間における連携がとりやすい環境を活かし、各種地域福祉推進事業や介護保険サービス、相談支援事業等をとおして、地域住民の課題把握に努めています。	В	・令和6年1月から重層的支援体制整備事業移行準備事業を受託しています。本事業の柱である「参加支援事業」及び「アウトリーチ等継続支援事業」、「多機関協働事業」を行い本格実施に向けて着手しています。

施策の方向性	所管課	実施している事業	事業概要	現在の状況と課題	中間評価	今後の対応や改善点等
	こども家庭サポートセン ター	母子自立支援推進事業	自立支援給付金を支給して、自立につなげていきます。	制度改正により支援対象となる訓練期間が、1年以上から6か月以上に緩和され利用しやすくなりました。このことを周知しながら、給付金の利用による自立支援に努めます。また事業によっては、自立支援プログラムの策定が必須となり、対応が必要です。	В	自立に向けた適切な支援ができるよう、制度改正に対応できる体制を整えていきます。
	福祉課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく「住居確保給付金支給事業」のほか、各事業を実施します。	市民からの相談を受けて、世帯に応じた支援、助言を行いました。支援を行う場合は、本人の状況に応じた「自立支援プラン」を作成して支援しています。 自立支援プラン策定件数 R3 32件 R5 6件 住居確保給付金支給件数 R3 32件 R5 5件 コロナ禍で急増した生活困窮の相談件数は、大きく減少していますが、相談にまで繋がっていない生活困窮世帯が、地域の中に潜在している可能性もあります。そのような世帯を支援に繋げるためにも、引き続き民生委員や関係機関等と連携していく必要があります。	В	引き続き、関係機関との連携をはじめ、相談しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。 引続き、生活に困窮する市民が必要な支援に繋がるよう、 地域の民生委員、各支援事業所等との連携を図るとともに、 相談窓口の周知啓発、遠慮せずに相談できる環境づくり、支 援が必要な際には速やかに決定を行っていきます。
4. 生活困窮者等 の自立支援の充 実	社会福祉協議会	·生活福祉資金	生活福祉資金の貸付相談を とおして、生活困窮者の支援 を行います。フードバンク事 業やフードバントリー事業をと おして生活困窮者への支援 を行います。	生活困窮世帯等からの相談対応において、相談者の 課題と背景を認識し、解決に結び付けられるよう、障害 者相談支援事業や日常生活自立支援事業、市自立 生活支援相談窓口等との連携を図っています。また簡 易フードバンク事業をとおし、金銭の支援だけでは生活 が維持できない世帯へ、市民の方々等から寄付いただ いた食料品や日用品などの提供も行っています。	В	・コロナ期間中に、社協で受理した 677 件のコロナ特例貸付の返済が開始されたことにより、令和 5 年度から福岡県社協より「特例貸付借受人相談支援事業」を受託しています。返済期間内においてコロナ以降も生活困窮状態が続いている借受人世帯に対し、償還免除手続きをはじめ生活課題に対応する制度紹介や支援策の利用支援など「伴走型」で支援を行い、自立・再建へ導いていきます・困窮者支援は、経済的困窮のみならず、社会的孤立、就労・教育・家庭問題、精神・身体的な課題等にも密接に関係しており、複合的な課題として対応策を検討する必要がある分野です。これらの課題に対して、引続き、資金貸付等の金銭的支援と併せ、食品や日用品の物的提供の支援、また当事者支援としてのひとり親家庭、ひきこもりの方への支援についても、手法を模索しながら継続していきます。
	社会福祉協議会	ひきこもり者への社会参加支援	社協では、ふらっとスペース、もえもんサービスなどひきこもり者の居場所づくりに取り組むとともに、行政と協議しながら社会参加の支援を強化していきます。	・不登校やひきこもりの方の家族会「サルビアの会」の活動支援を行っており、現在、46家族が会員として登録されています。月1回を基本に定例会を行っています。 ・「ふらっとスペース」は、ひきこもりがちな人や長期間仕事に就けていない人、不登校の子どもたち等に対し「居場所のひとつ」、「話せる場所」、「仲間づくりの場」、「働く準備をする場」として開設しており、内職の提供・フリースペースの提供を行い、作業所や一般就労につなげることも目標のひとつとしています。	В	・引き続き、同じ立場の方が情報交換できる場として、「サルビアの会」、「ふらっとスペース」、「もえもんサービス」の運営を行います。 ・各会や各事業において、社協職員が距離を置いても自主運営ができるような体制づくりに向けて、協力者・支援者の発掘や会運営の中心を担える会員の選定も進めていきます。・サルビアの会の会員が相談を受ける「ひきこもり家族相談会(心配ごと相談事業内)」も引き続き実施します。